

訪問看護利用料(介護保険)

H30.4.1～
単位:日額 円

		20分未満	30分未満	～1時間未満	～1.5時間未満
看護	要支援1・2	306	457	804	1,103
	要介護1～5	318	477	833	1,141
夜間早朝の訪問は25%加算 深夜の訪問は50%加算					
師	20分未満の派遣は、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合のみ適用となります。				
理学療法士	1回(20分)	302	理学療法士の訪問は、20分で1回の単位 1週間に6回(120分)を限度		
	2回(40分)	604			
	3回(60分)	816			
加算	サービス提供体制強化加算(訪問時毎回)	6	研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数がある者が30%以上配置されている事業所		
	看護体制強化加算Ⅱ(月1回)	306	医療ニーズの高い利用者へ質の高い訪問看護を提供する体制が整っていると認められた事業所		
	緊急時訪問看護加算(月1回)	586	24時間連絡体制の契約をしている場合		
	特別管理加算Ⅰ(月1回)	511	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態		
	特別管理加算Ⅱ(月1回)	255	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態等		
	複数名訪問加算:30分未満	259	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合		
	複数名訪問加算:30分以上	410			
	長時間訪問看護加算	306	特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超えた場合		
	ターミナルケア加算	2,042	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(予防を除く)		
	退院時共同指導加算	613	医療機関からの退院に備え主治医等と連携して在宅における指導等を行った場合		
	初回加算	306	新規利用者に対し、訪問看護計画書を作成し訪問看護を提供した場合 ※退院時共同指導加算と同時算定不可		
	看護・介護職員連携強化加算	255	訪問介護と連携し、痰の吸引等で訪問介護員に対し支援等を行う場合		

* 上記料金には、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 中山間地加算:当事業所の通常の実施区域を越えてサービスを提供する場合、所定の利用料に5%が加算となります。

* 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

* 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

◎その他の利用料

死後の処置料 : 3,500円

医療材料費等 : 実費負担

【加算利用申し込み】

緊急時訪問看護加算	印
特別管理加算Ⅰ	印
特別管理加算Ⅱ	印